

けやき通り訪問看護ステーション 訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 清風の会が設置するけやき通り訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
 - 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条
- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：けやき通り訪問看護ステーション
- (2) 所在地：東京都清瀬市上清戸 2-12-13 メゾン中川 101

電話 042-497-2351 FAX 042-497-2352

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師は常勤換算 2.5名以上(内1名は常勤とする。)

訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は一般社団法人 清風の会就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

(訪問

看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第 10 条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医、介護支援専門員、関係機関に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 1 ステーションは、訪問看護を提供した場合、各保険の報酬で告示されている基本利用料、一部負担金を利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料の他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、利用者宅への訪問において交通費は利用者請求せず、ステーションで負担するものとする。

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、清瀬市全域とする。ただし、東村山市は秋津町、青葉町、東久留米市は小山、野火止、下里、幸町、新座市は新堀、西堀、あたごのみとする。しかし、業務地域以外より依頼があった場合は相談に応じる

(相談・苦情対応)

第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(事故処理)

第 14 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、

介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(医療安全管理)

第 15 条 ステーションは、医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理規定に基づき安全な医療の提供を遂行する。また、医療安全管理委員会は、医療安全に関する委員会の運営並びに庶務を行い、業務体制を整備するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 1 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する高齢者虐待防止委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待を防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第 17 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、BCP 策定災害対策委員会を設置する。委員会は、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 18 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、BCP 策定感染症委員会においてその対策を協議し、対応指針などを作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後 6 ヶ月以内の初任研修

(2) 月×1 回の業務研修

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。

(附則)

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 10 日に改定し施行する。

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日に 第 4 条 (2) を改定し施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日に第 15 条を 19 条へ改定、第 15 条・第 16 条・第 17 条・18 条を追加し施行する。